

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 定款  
平成 18 年 12 月 19 日（制定）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本法人は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会と称する。また英文名を **Japanese Society for Palliative Medicine** と称し、略称を **JSPM** とする。

（事務所）

第 2 条 本法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西区に置く。

（目的）

第 3 条 本法人は、がんやその他の治癒困難な病気の全過程において、人々のクオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）の向上を目指し、緩和医療（Palliative Medicine）を発展させるための学際的かつ学術的研究を促進する。さらに、その実践と教育を通して社会に貢献し、医療・福祉の発展に寄与することを目的とする。

（活動の種類）

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 緩和医療に関する学術大会、講演会等の開催事業
- (2) 緩和医療に関するセミナーや講座、研修会等の開催事業
- (3) 緩和医療に関する調査・研究事業
- (4) 緩和医療に関する刊行物の発行事業
- (5) 緩和医療に関する広報活動、情報提供、情報交換事業
- (6) 緩和医療の専門家の養成、認定事業
- (7) 緩和医療に関する団体の活動支援事業
- (8) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

（会員の種別）

第 6 条 本法人の会員は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下同法を単に「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、医療・福祉に関する活動、教育、研究に関心があり入会した個人
- (2) 賛助会員 本法人の事業を援助するために入会した個人及び団体
- (3) 功労会員 本法人に特に貢献した人の中から、別に定める細則に基づき、理事または代議員の推薦により理事会で承認をうけた個人
- (4) 名誉会員 緩和医療に関して著しい貢献をなしたとして、理事会が承認した個人あるいは団体

（入会）

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長宛として事務局へ提出しなければならない。

2. 理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面等をもって本人にその旨を通知しなければならない。
3. 功労会員及び名誉会員は、本人の承諾をもって入会したものとみなす。

(会費)

第8条 会員は施行細則に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 退会を希望するものは、理事長が別に定める退会届を理事長宛に事務局へ提出して任意に退会することができる。その場合、既納の会費及び抛出品金は返却しない。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき
  - (2) 会費を継続して2年以上滞納したとき

(除名)

第10条 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為があったとき、あるいは、この定款に違反したときは、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(役員の種類と選出)

第11条 本法人に、下記の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 30名以内
  - (2) 監事 3名
2. 理事は理事会において代議員より選出し、監事は総会において正会員の中から選出する。
  3. 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
  4. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  5. 法第20条各号のいずれかに該当するものは、本法人の役員になることはできない。
  6. 監事は、理事または本法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 理事長は、本法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長がかけたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前号2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要があれば理事会の招集を請求すること

(任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。

2. 監事は 6 年以上継続することができない。その他の役員の再任は妨げない。
3. 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 14 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 16 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関して必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 17 条 本法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 18 条 総会は正会員をもって構成する。

2. 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第 19 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算報告
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 理事会から付託された事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 20 条 通常総会は年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面等によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第 12 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき

(招集)

第 21 条 総会は、第 20 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第 20 条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第 23 条 総会は、正会員の 4 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議決)

第 24 条 総会における議決事項は、第 21 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議決事項は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長および総会において選出された議事署名人 2 名が記名捺印または署名しなくてはならない。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 29 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面等によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第12条第4項第5号の規定により、招集の請求をしたとき

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号及び第3号の請求があった場合には、その日から30日以内に理事会を招集しなくてはならない。
3. 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面等により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなくてはならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を有効とする）をもって成立する。

2. 議決は理事出席数の過半数を要し、可否同数の時は議長の決するところによる。
3. 議決事項は第30条3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。
4. 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
5. 理事会は、理事会で軽微と認めた事項については、書面等をもって表決することができる。

(書面表決等)

第33条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は前条の適用については、理事会に出席したものと見なす。
4. 理事長又は理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の過半数が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録にはその会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名捺印または署名しなければならない。

## 第6章 代議員

(代議員)

第35条 本法人に、200名以内の人数の代議員をおく。

2. 代議員は正会員の中から選出し、理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。
3. 代議員は、理事会の諮問のあった事項、その他必要と認められる事項について助言することができる。

4. 代議員に関する本定款に定める以外の規定については、別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第37条 本法人の資産は特定非営利活動に係る事業の資産のみとする。

(資産の管理)

第38条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 会計

(会計の原則)

第39条 本法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従うものとする。

(会計の区分)

第40条 本法人の会計は特定非営利活動に係る事業の会計のみとする。

(事業年度)

第41条 本法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画および予算)

第42条 本法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ぬ理由で予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第44条 予算超過または予算外の支出にあてるため、予算中に予備費をもうけることができる。

2. 予備費を使用するときには理事会の議決を経なければならない。

(予算及び事業計画の追加および更正)

第45条 事業計画及び予算成立後にやむを得ない事由が生じたときには、理事会の議決を経て、既定の予算及び事業計画の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年

度終了後、3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。  
2. 決算上剰余金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利を放棄しようとするときには、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 本定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 本法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときには、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決により選定したものに帰属させるものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第11章 事務局

(事務局の設置)

第52条 本法人に、本法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長および必要な職員をおく。

(職員の任免)

第53条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第54条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第55条 事務所には法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第12章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。



## 附 則

### 1. (施行日)

この定款は、本法人の成立の日から施行する。

### 2. (会費)

本法人の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正 会 員 会費 年額 5,000 円 (平成 19 年度より年額 8,000 円)
- (2) 賛助会員 会費 年額 1 口 100,000 円
- (3) 功労会員 会費 年額 0 円
- (4) 名誉会員 会費 年額 0 円

### 3. (設立当初の役員)

本法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項、第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 7 月 31 日までとする。

|       |       |
|-------|-------|
| 理 事 長 | 江口 研二 |
| 副理事長  | 内布 敦子 |
| 理 事   | 蘆野 吉和 |
| 同     | 安達 勇  |
| 同     | 木澤 義之 |
| 同     | 小松 浩子 |
| 同     | 斎藤 龍生 |
| 同     | 志真 泰夫 |
| 同     | 下山 直人 |
| 同     | 田村 恵子 |
| 同     | 田村 里子 |
| 同     | 恒藤 暁  |
| 同     | 本家 好文 |
| 同     | 山室 誠  |
| 同     | 山脇 成人 |
| 同     | 渡邊 正  |
| 監 事   | 垣添 忠生 |
| 同     | 柏木 哲夫 |
| 同     | 並木 昭義 |

### 4. (設立初年度の事業計画及び予算)

本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

### 5. (設立初年度の事業年度)

本法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 4 月 30 日までとする。

附 則

1. この定款は、平成 25 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。